

議案第 6 8 号	市道路線の認定について
道路河川課	奥郷 1 号線ほか 6 路線の市道認定を行うに当たり、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるもの。
内 容	<p>【関係法令】 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>(市町村道の意義及びその路線の認定)</p> <p>第 8 条 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。</p> <p>2 <u>市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。</u></p> </div> <p>【認定路線】</p> <p>①奥郷 1 号線、②奥郷 2 号線、③奥郷 3 号線、④奥郷 4 号線、⑤奥郷 5 号線、⑥奥郷 6 号線（いずれも下井沢地内）、⑦狭間が丘緑 1-2 号線（狭間が丘一丁目地内）</p> <p>【変更理由】</p> <p>①～⑥上井沢、下井沢地区での宅地開発による道路整備に伴うもの</p> <p>⑦狭間が丘一丁目地区南公園の公園みどり課管理道路について、道路の形状や利用状況等から判断し、市道認定するもの</p> <p>【変更期日】 平成 27 年 10 月 1 日</p>